

事務連絡
平成23年4月28日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

応急仮設住宅等に係る執務資料の送付について

応急仮設住宅等に係る消防法令上の取扱いについて、別添のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考としてください。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

担当
消防庁予防課
守谷、児玉、岡澤
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

別添

問1 応急仮設住宅にも住宅用火災警報器の設置は必要か。

(答)

お見込みのとおり。

なお、「応急仮設住宅標準仕様書」((社)プレハブ建築協会)においては、住宅用火災警報器及び消火器の設置が明記されているほか、今回の東日本大震災に係る主要な被災県に対しては、(社)日本火災報知機工業会加盟の製造事業者から約7万個の住宅用火災警報器が無償提供されているので、これらの活用を図ることも期待される。

※ 応急仮設住宅であっても、共用の廊下や階段等がある場合は消防法令の適用上、いわゆる戸建住宅ではなく、消防法施行令別表第一の「共同住宅」として取り扱うべきものであることから、問2も参考とされたい。

問2 応急仮設住宅の整備と並行して、プレハブ等で仮設建築物としてグループホームや商店等を整備する動きもあるが、消防法令上どのように取り扱ったらよいか。

(答)

プレハブ等による仮設建築物であっても、通常の建築物等と同様、それぞれの規模、用途等に応じて消防用設備等の設置が必要となるものである。

この場合、例えば、避難口を容易に見とおせる構造であること等による誘導灯の設置免除、グループホームにおいて特定小規模施設用自動火災報知設備を自動火災報知設備に代えて設置するなどの代替措置等の規定を適用することはもとより差しつかえない。

また、仮設建築物について消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署長が個々の仮設建築物の状況に応じ、消防法施行令第32条を適用し、消防用設備等の特例を講じることも可能であるが、この場合にあっても、当該仮設建築物の実態に応じ、最低限必要と認められる消防用設備等を設置するほか、防火管理の一層の徹底を図ることなどにより、必要な防火安全性が確保されるよう留意されたい。

※ 仮設建築物は、建築基準法第85条により、災害があった場合、建設に着手したのものについて、同法の一部又は全部を適用しないこととされており、また、一定の要件を満たした場合には、3月を超えて利用される。